

昭和 54 年度

平成 15 年度（第 1 回変更）

令和 7 年度（第 2 回変更）

県営土地改良事業（維持管理）

羽 布 ダ ム 地 区 計 画 概 要 書

愛知県

目 次

I 県営土地改良事業の変更事項

II 県営土地改良事業計画の概要

第1章 目 的

第2章 地域の所在及び現況

第1節 地 形

第2節 気 象

第3節 地 積

第3章 維持管理の要領

第1節 県が維持管理する施設

第2節 県が維持管理する施設の位置

第3節 維持管理の方法

第4節 貯水及び放流の方法

第4章 費用の概算

第5章 効 用

第6章 他の事業との関係

第1節 発 電

第2節 水道用水

第3節 漁 業

第4節 その他利水者との関係

第7章 環境との調和への配慮

第8章 計画概要図

III 県営土地改良事業の事業費の負担区分の予定

I 県営土地改良事業計画の変更事項

○変更の内容

変更事項	変更前	変更後	増減率	備 考
受益面積	6,076.9ha	5,599.5ha	△7.9%	農地転用に伴う減

○変更を必要とする理由

国営矢作川総合第二期土地改良事業で予定されている計画変更に合わせて、受益地の整理を行った結果、受益面積を変更する必要性が生じたことから、維持管理事業計画の変更を行うものである。

Ⅱ 県営土地改良事業計画の概要

第1章 目 的

この事業は、国営矢作川土地改良事業によって造成され、国営新矢作川用水
(—)

土地改良事業、県営小水力等発電施設整備事業等により新設又は、改修された羽布ダム及びこれに付帯する貯水、放流施設等の良好な維持管理と受益地域の水田ならびに畑地の農業生産の安定を図るために必要な用水を補給することを目的とする。

なお、岡崎市水道事業施設の管理も受託し、水利用の円滑化を図る。

(現況)

第2章 地域の所在及び現況

この地域は、矢作川の中下流部に発達したいわゆる矢作川デルタ地帯の沖積平野とその東南部三ヶ根山麓の山間丘陵地で西三河南部の三河湾に面した三角状の地域である。

気候は温暖で、沖積地は古くから農業が営まれ、農業用水路は17世紀頃から中小規模の水利施設が開発されその数は28ヶ所に及んだ。その後、逐次開さく改良されて西三河平野の水田穀倉地帯を形成したが、水源の枯渇化、取水施設の老朽化に加え矢作川の河床低下により取水不能となり、かんばつ被害を受けることとなった。又、山間丘陵地は点在する溪流とため池を利用した水田、無灌水の畑地で水利条件が不安定であった。

このため、矢作川支流巴川上流に羽布ダム（昭和38年完成）と矢作川上流に多目的矢作ダム（昭和46年完成）が建設され、昭和38年国営矢作川第二土地改良事業、同45年矢作川総合土地改良事業及び関連土地改良事業が実施されて、農業用水取水の安定と配水方法の改善を図ることにより農業経営の近代化が図られた。

(約524ha)

地元土地改良区では、羽布ダムや矢作ダム周辺の山林の一部を自らが所有・管理し水源涵養林保全に努めるなど流域環境への保全意識は高い。

また、これら水源の周辺一帯は、ササユリ（ゆり科多年生植物、下山村の村花に指定されている。）、ミツバツツジ、ヤマツツジが咲き、ウグイス、オオルリ、センダイムシクイ等の野鳥も多く、自然の宝庫で愛知高原国定公園に指定され、人々の憩いの場となっている。

第1節 地 形

本地域は、いわゆる矢作川デルタと称する一般に平坦な平野で、標高は地区北端で25m、中央部13m、南部沿岸では1mで、南西に向かっておよそ1/1,000～1/3,000の緩傾斜をしている。

本地域は、矢作川の両岸に発達した平野で、ほとんど沖積層である。

第2節 気 象

本地域は、気候温暖で年平均気温は15℃で、降雨量は年平均1,500mm内外である。

第3節 地 積

(平成14年 3月現在)

令和6年 4月現在

市 町 名	田 ha	畑 ha	計 ha
豊 田 市	(310.9) 281.0	—	(310.9) 281.0
岡 崎 市	(1,335.8) 1,135.2	—	(1,335.8) 1,135.2
安 城 市	(581.4) 564.9	—	(581.4) 564.9
西 尾 市	(1,940.0) 2,924.6	(122.0) 118.7	(2,062.0) 3,043.3
(幡豆群一色町) ※H23 西尾市に合併	(546.1) —	—	(546.1) —
(〃 吉良町) ※H23 西尾市に合併	(644.8) —	—	(644.8) —
碧 南 市	(152.0) 144.4	(388.3) 376.5	(540.3) 520.9
額田郡幸田町	(55.6) 54.2	—	(55.6) 54.2
計	(5,566.6) 5,104.3	(510.3) 495.2	(6,076.9) 5,599.5

(計画)

第3章 維持管理の要領

(管理する施設の種類及び規模)

第1節 県が維持管理する施設

(—)

国営矢作川土地改良事業、国営新矢作川用水土地改良事業及び県営小水力発電施設整備事業等により造成された施設及び管理方法は以下に示すとおりである。

名 称	施 設	構 造 及 び 規 模	備 考
羽布貯水池	堰 堤	直線越流型コンクリート重力式	
		堤体積 316,000 m ³	
		堤 高 62.5m	
	副 堰 堤	堤 長 398.5m	
		(—) (—)	
		堤体積 11,400 m ³	
	取 水 施 設	コンクリート造 堤高 10.0m	
		堤 長 61.4m	
		(2連)	
		スクリーン 3基	
		取水門 4門	
		フラップゲート 1門	
		高水压水門 1門	
		(1条)	
		導水管 26.77m	
		(操 作 室)	
	取 水 施 設	鉄筋コンクリート2階建 1式	
	(—)	(流量調整弁) (2個)	
	放 流 施 設	鉄骨平屋建 1式	
		主放流設備 1ヶ所	
		小放流設備 1ヶ所	
		(—) (—) (—)	
	小水力発電施設	鉄筋コンクリート平屋建 1式	
	洪水吐施設	小水力発電設備 1ヶ所	
		鋼製テンダーゲート 3門	

放流警報装置	エレベーター施設	エレベーター	1 基
	管 理 棟	鉄筋コンクリート 2 階建	1 式
		鉄筋コンクリート平屋建	1 式
	電気施設	受配電操作用電気施設	1 式
	集中制御施設	集中監視制御装置	1 式
		(3)	
	水質保全施設	水位雨量観測所	7 ヶ所
		(—)	
		コンクリートブロック造平屋建	1 式
		水質浄化装置	1 式
	放流警報施設	放流警報操作監視施設	1 式
		(12)	
		放流警報施設	15 ヶ所
		(1)	
		無線中継所	2 ヶ所

* 現在管理している施設については、用途廃止されるまで管理するものとする。

第 2 節 県が維持管理する施設の位置

別紙図面のとおり

第 3 節 維持管理の方法

(1) 管理事務所

愛知県西三河農林水産事務所

岡崎市明大寺本町 1 丁目 4 番地

同 羽布ダム管理所

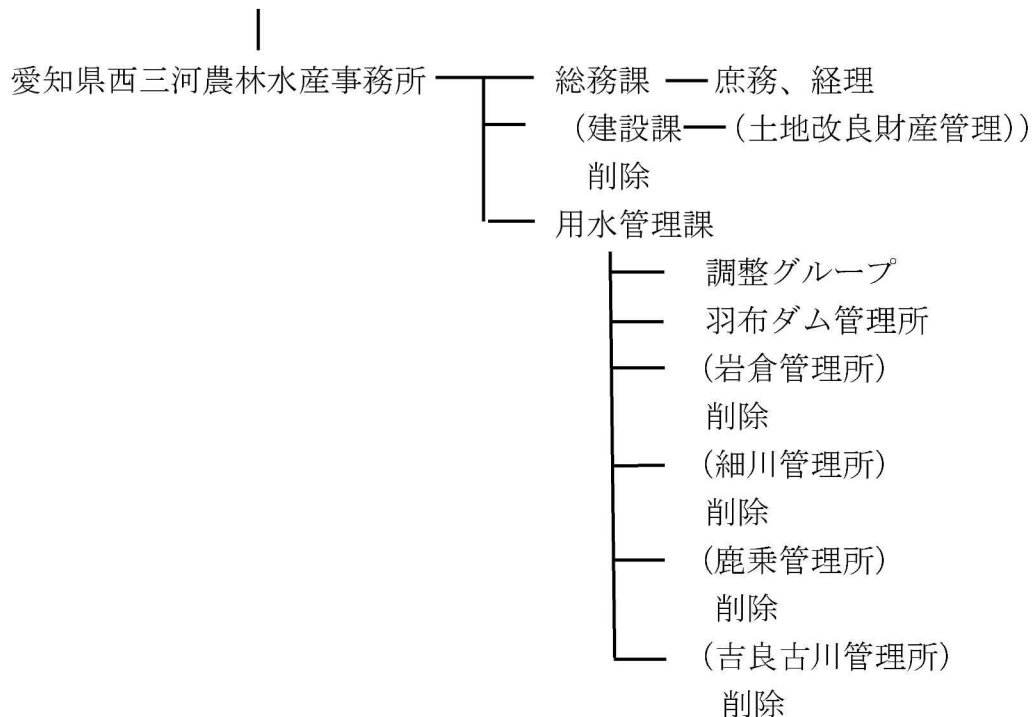
(東加茂郡下山村大字羽布字鬼ノ平 92 番地の 1)

豊田市羽布町鬼ノ平 1 番地の 91

(2) 管理機構

(農林水産部農地計画課)

愛知県農林基盤局農地部農地計画課



(3) 管理方法

事務所に所要の職員を配置して、利水に関する諸連絡調整を測り、管理所に所要の職員を配置して、施設の保全及び操作を行う。

(4) 県が管理する以外の施設の管理との関係

下流発電所への放流は、第4節 貯水及び放流の方法により操作を行う。

第4節 貯水及び放流の方法

(—)

別途定められた羽布ダム操作規程等により、貯留・放流するものとする。

(事業費)

第4章 費用の概算

(〈84,100〉 74,200)

事業に要する費用の年間の概算額 〈113,700〉 98,200 千円

(水道受託)

(平成 14)

〈 〉は水道分を含む総額を示す。

※令和6年度算定

物価の変動、施設の補修費等の増減により毎年変わる。

第5章 効 用

かんがい用水の合理的な配水を行うことによって農業生産の安定を図り、「国営矢作川土地改良事業計画書（昭和37年度計画変更）」、「国営矢作川第二土地改良事業計画書（昭和47年度計画変更）」、「国営新矢作川土地改良事業変更計画書（平成15年度計画変更）」に計画された経済効果を発生させる。

第6章 他の事業との関係

第1節 発 電

中部電力の盛岡発電所等の発電用水と密接に関係があるが、羽布ダム操作規程に基づき所要水量を放流し、常に連絡を保って管理する。

(—) (—)

第2節 水道用水

岡崎市水道事業と共用の施設であり、受託して取水・配水を行うため常時連絡を保って管理する。

(2)

第3節 漁 業

漁業関係機関と必要に応じて情報を提供し調整を図る。

(—) (—)

第4節 その他利水者との関係

特記事項なし。

第7章 環境との調和への配慮

羽布ダムでは、流域に生息する魚類等に配慮した操作に努めている。

(約524ha)

地元土地改良区では、羽布ダムや矢作ダム周辺の山林の一部を自らが所有・管理し水源涵養林の保全に努めるなど、流域環境への保全意識の高い地域である。

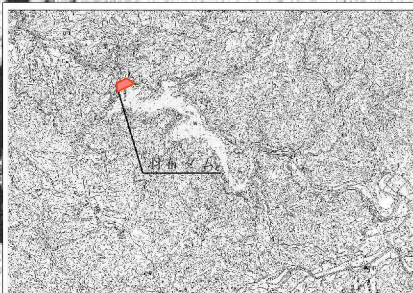
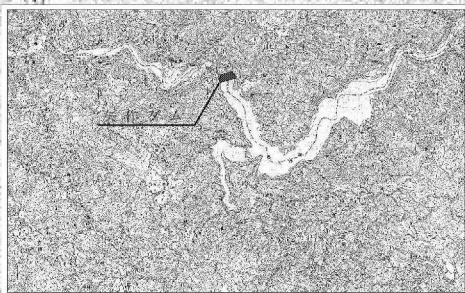
これらの地元土地改良区の矢作川流域環境保全に対する諸運動が維持・発展するよう、下流受益者と水源地域住民との交流の場の確保を図っていくものである。

第8章 計画概要図

別添のとおり

変更後

県営維持管理事業 羽布ダム地区概要図



安城市

豊田市

岡崎市

岡崎市

碧南市

西尾市

幸田町

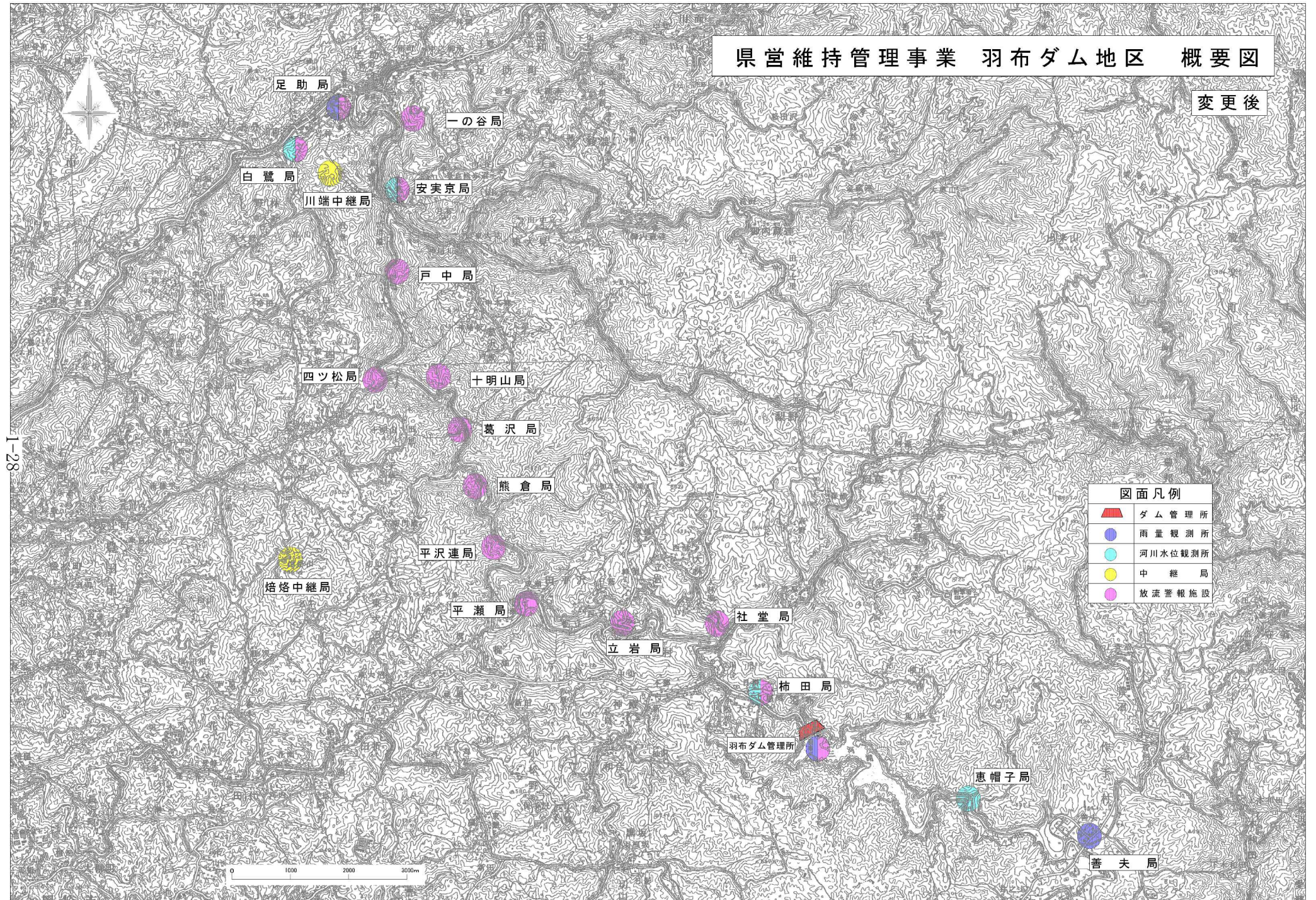
図面凡例

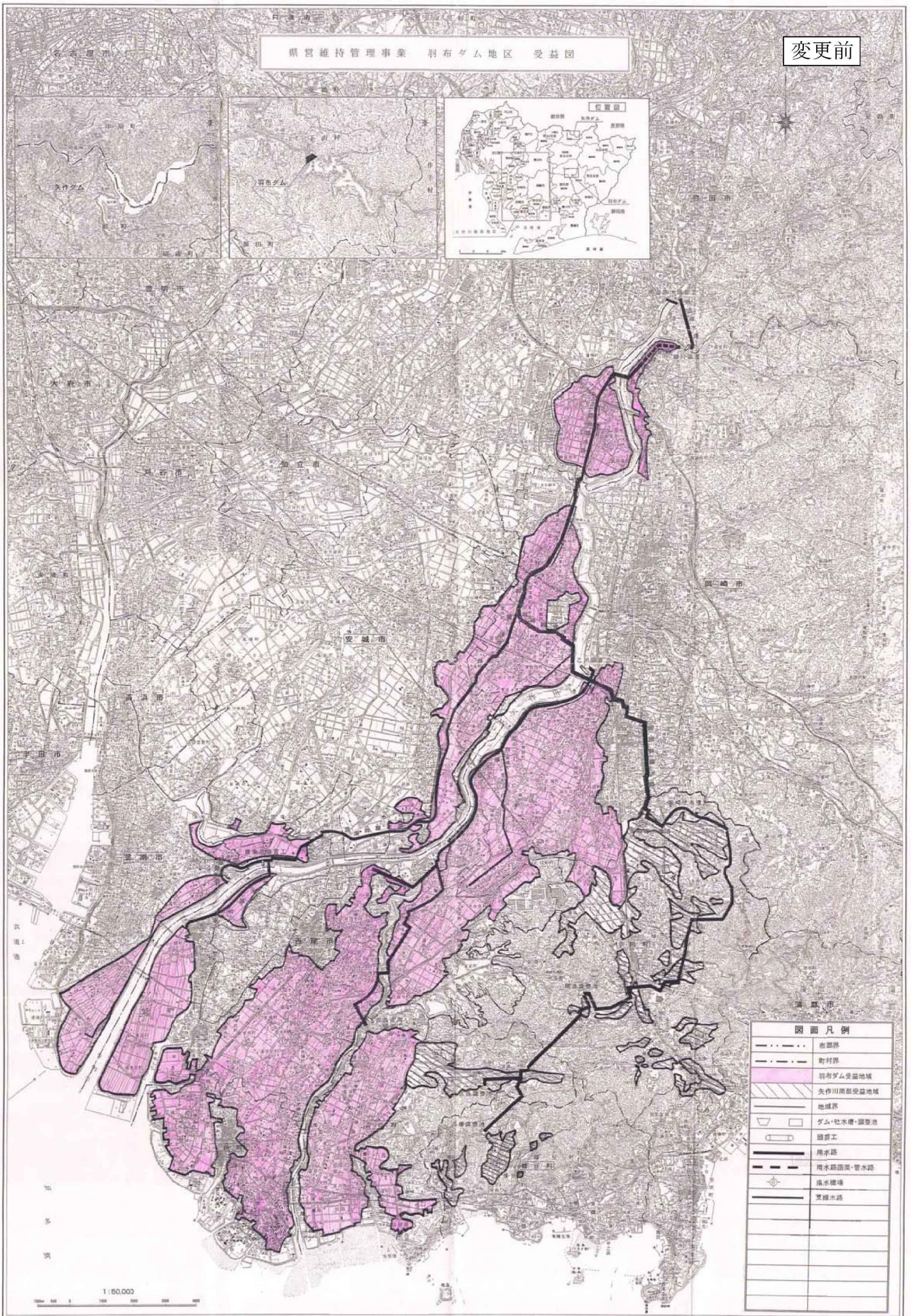
	羽布ダム地区
	県営管理施設
	ダム
	ダム首工
	用水路
	用水路橋梁

県営維持管理事業 羽布ダム地区 概要図

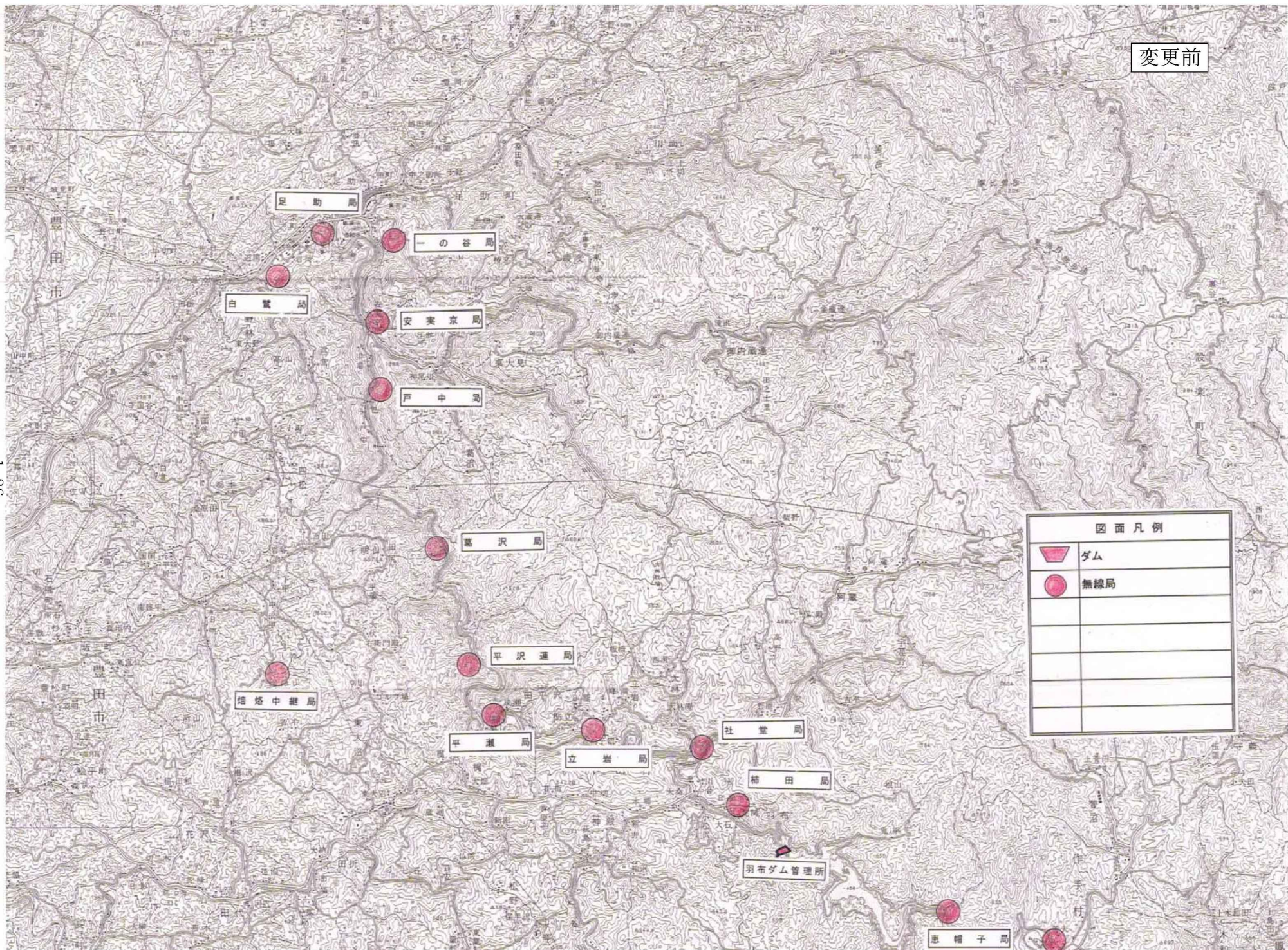
変更後

図面凡例	
	ダム管理所
	雨量観測所
	河川水位観測所
	中継局
	放流警報施設





変更前



上段 () 書きは変更前

 $(\langle 84, 100 \rangle \quad 74, 200)$

(水道受託)

(平成 14)

〈 〉 は水道分を含む総額を示す。

※令和6年度算定

物価の変動、施設の補修費等の増減により毎年変わる。

(別途定められた矢作川利水総合管理の共用施設管理費負担協定による。)

事業費の国庫補助対象となる額の 40%は国、40%は県、20%は受益者が負担する。

事業費の国庫補助対象外となる管理に係る額の 2/3 は県、1/3 は受益者が負担する。

事業費の国庫補助対象外となる調整に係る額の 100%は県が負担する。

事業費の小水力発電施設に係る額の 100%は県が負担する。

$$\left(\begin{array}{c} \text{---} \\ \text{---} \end{array} \right)$$

本事業の施行に係る地域を地区とする岩津用水土地改良区、明治用水土地改良区、安城土地改良区、碧南市土地改良区、占部用水土地改良区、豊田土地改良区及び西尾土地改良区（以下「関係土地改良区」という。）は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）第 91 条第 1 項及び愛知県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和 40 年条例第 19 号）第 2 条第 1 項の規定により、愛知県が法第 3 条に規定する資格を有する者に対する分担金に代えて当該土地改良区からこれに相当する額として徴収する金額を負担する。

(—)

関係土地改良区の定款に定められた賦課基準による。